

3 満期釈放者に対する指導・支援の充実

勸告	説明図表番号
<p>「平成 25 年版犯罪白書」によると、満期釈放者は、仮釈放者に比べ累積再入率（各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率）が相当に高く、より早期に再犯する傾向がある。一方、満期釈放者には、出所後、仮釈放者における保護観察のような継続的な社会内処遇の仕組みがない。</p> <p>このような状況から、満期釈放者に対しては、再犯防止のため、入所中の矯正指導や出所後の緊急的支援が一層重要であり、法務省では、満期釈放者に対する釈放前の指導や出所後緊急的に金品や宿泊場所の供与等の支援を行う更生緊急保護を実施している。</p> <p>また、「創造戦略」においても、満期釈放者に対する指導及び支援の充実強化が掲げられている。</p>	<p>表 3-①</p> <p>表 3-②</p>
<p>(1) 満期釈放者に対する指導の充実</p>	
<p>釈放前の受刑者に対しては、刑務所において、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や釈放後の生活に関する指導等（以下、これらの指導等を「釈放前指導」という。）を矯正指導の一つとして行うこととされている（刑事収容施設法第 85 条第 1 項第 2 号）。釈放前指導は、法務省が定める標準カリキュラムに基づき、刑務所長が実践カリキュラムを定めて行うこととされ（刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3312 号）第 7 条第 2 項において準用する第 5 条第 2 項及び第 3 項）、期間は標準 2 週間であるが、延長又は短縮することができることとされている（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）第 45 条第 1 項及び第 2 項）。</p> <p>なお、満期釈放者の場合、期間を短縮できる運用がなされているが、少なくとも 3 日を下回ってはならないこととされている（刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令第 6 条第 2 項）。</p>	<p>表 3-(1)-①</p>
<p>今回、20 刑務所における平成 25 年度の釈放前指導の実施状況等について調査した結果、標準カリキュラムでは、満期釈放者の特性を考慮した釈放前指導の具体的な指導内容等まで示されていないことから、次のとおり、満期釈放者に対する釈放前指導が不十分となっている状況がみられた。</p>	
<p>① 仮釈放者に対する釈放前指導は、20 刑務所全てにおいて 2 週間（14 日間）以上行うこととされているのに対し、満期釈放者に対する釈放前指導は、12 刑務所において 3 日間に短縮して行うこととされていた。</p>	<p>表 3-(1)-②</p>
<p>これら 12 刑務所の中には、「生活保護」、「健康保険」、「職業案内」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方」、「社会復帰の心構え」、「望ましい人生観、社会観」等、満期釈放者においても必要と考えられる指導事項が省略され、標準カリキュラムと比べ、指導内容が大きく簡略化されているのがみられた。</p>	<p>表 3-(1)-③</p>
<p>② これら 12 刑務所のうち、3 日間の指導時間の合計が僅か 3 時間弱で、1 日目は講義を行わず釈放のための手続のみで、残り 2 日間も 1 日 40 分ずつ指導事項に関するビデオ視聴のみを行い、釈放前指導が形骸化しているものが 1 刑務所みられた。</p>	<p>表 3-(1)-④</p>

<p>一方で、満期釈放者の円滑な社会復帰を促進することを目的として、満期釈放者に対する従来からの釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期（刑期終了の2か月前）に、一般的なビデオ視聴のみではなく、講義、講話、グループワーク及び個別面接など、仮釈放者に対する指導に近い指導方法を取り入れた5日間の指導（一般改善指導）を追加的に導入しているものが1刑務所みられた。</p> <p>このように、満期釈放者に対して、釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期から釈放を見据えた指導を行うことは、出所後における社会生活への円滑な移行を図る上で重要な取組であると考えられる。</p>	表 3-(1)-⑤
<p>(2) 満期釈放者に対する保護カードの適切な交付</p>	
<p>「矯正統計」によると、平成 22 年度から 24 年度までにおいては、満期釈放者のうちの約半数（3年間の平均は 48.5%である。）が、家族や知人、あるいは適切な施設等の適当な帰住先を持たない者である。</p>	表 3-(2)-①
<p>このような状況の中、保護観察所の長は、満期釈放者の申出に基づき、緊急に、金品や宿泊場所の供与等を行う更生緊急保護を行うこととされている（更生保護法第 85 条第 1 項及び第 86 条第 1 項）。</p>	表 3-(2)-②
<p>一方、刑務所長は、満期釈放者が出所する際、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、その者に対し、更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面（以下「保護カード」という。）を交付しなければならないとされている（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成 20 年法務省令第 28 号）第 118 条第 2 項）。</p>	表 3-(2)-③
<p>保護カードは、適当な帰住先のない満期釈放者が更生緊急保護を円滑に受けるために有用な書面であり、刑務所においては、更生緊急保護が必要となる可能性のある満期釈放者に対しては、希望の有無にかかわらず保護カードを交付する必要がある。</p>	
<p>今回、20 刑務所における平成 22 年から 24 年までの満期釈放者に対する保護カードの交付状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 20 刑務所における保護カード交付率（満期釈放者全体に占める保護カード交付者数の割合）は、平成 22 年から 24 年までの3か年平均で 35.3%となっている。前述のとおり、矯正統計における適当な帰住先を持たない満期釈放者の割合は 48.5%であることから、更生緊急保護が必要と考えられる者に適切に保護カードが交付されていない可能性が推定される。</p>	表 3-(2)-④ 表 3-(2)-① (再掲)
<p>② 20 刑務所における保護カードの交付方針を調査したところ、全ての刑務所において希望者に対しては交付を行っているが、</p>	
<p>i) 本人が希望する場合のみ保護カードを交付し、刑務所長が更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かについての判断を行っていないもの（2 刑務所）</p>	表 3-(2)-⑤
<p>ii) 出所後に福祉的な支援が必要となる特別調整対象者など特定の満期釈放者に対しては、更生緊急保護の対象となり得るため、本人の希望の有無にかかわらず保護カードを交付することとしているものの、それ以外の満期釈放者に対しては、刑務所長が更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かについての判断を行っていないもの（3 刑務所）</p>	表 3-(2)-⑥

がみられた。

(3) 更生緊急保護に係る全国共通の電話番号の導入

法務省によると、親族、知人等の帰住先のない満期釈放者のうち、更生緊急保護を申し出ない者は少なくとも2割以上いると推計されているが、この中には、更生緊急保護を申し出ようとしたにもかかわらず、保護観察所の所在地や連絡先が分からないこと等のために申し出てこない者もいるものと推測される。

表3-(3)-①

また、法務省が行ったアンケート調査によると、窃盗受刑者の約3割(28.4%)の者が、受刑する原因になった事件を起こす前に「誰かに相談したかったが、誰に相談したらいいか分からなかった」と回答しており、また、受刑者の7割以上の者が、社会復帰に当たり必要な支援として「困ったときに適切な支援を教えてくれること」と回答している。

表3-(3)-②

一方、法務省は、満期釈放者に対し、全国の保護観察所の所在地や連絡先を特に周知はしていない。

表3-(3)-③

このため、更生緊急保護を申し出ようとする者が確実に当該制度を利用できるよう、全国共通の電話番号を導入するとともに、満期釈放者に周知することが有益と考えられる。

【所見】

したがって、法務省は、満期釈放者の出所後における社会生活への円滑な移行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 満期釈放者に対する釈放前指導について、満期釈放者の特性等を考慮した独自の標準的かつ具体的な指導内容を策定するとともに、当該指導内容に応じた指導時間を十分に確保するため、標準的な指導時間及び指導時間の下限を定めること。

さらに、釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期から釈放を見据えた指導を新たに導入し、これらを一体的に運用するなどにより、満期釈放者に対する指導を充実させること。

② 保護カードの交付に当たっては、交付を希望しない者に対しても、更生保護法で定める基準に従い、出所後に更生緊急保護が必要となるか否かの判断を的確に行い、更生緊急保護の必要があると認められる満期釈放者に対する保護カードの交付を徹底すること。

③ 更生緊急保護を必要とする満期釈放者が確実に当該制度を利用できるよう、全国共通の電話番号を導入し、満期釈放者に周知すること。

表3-① 仮釈放者及び満期釈放者の累積再入率

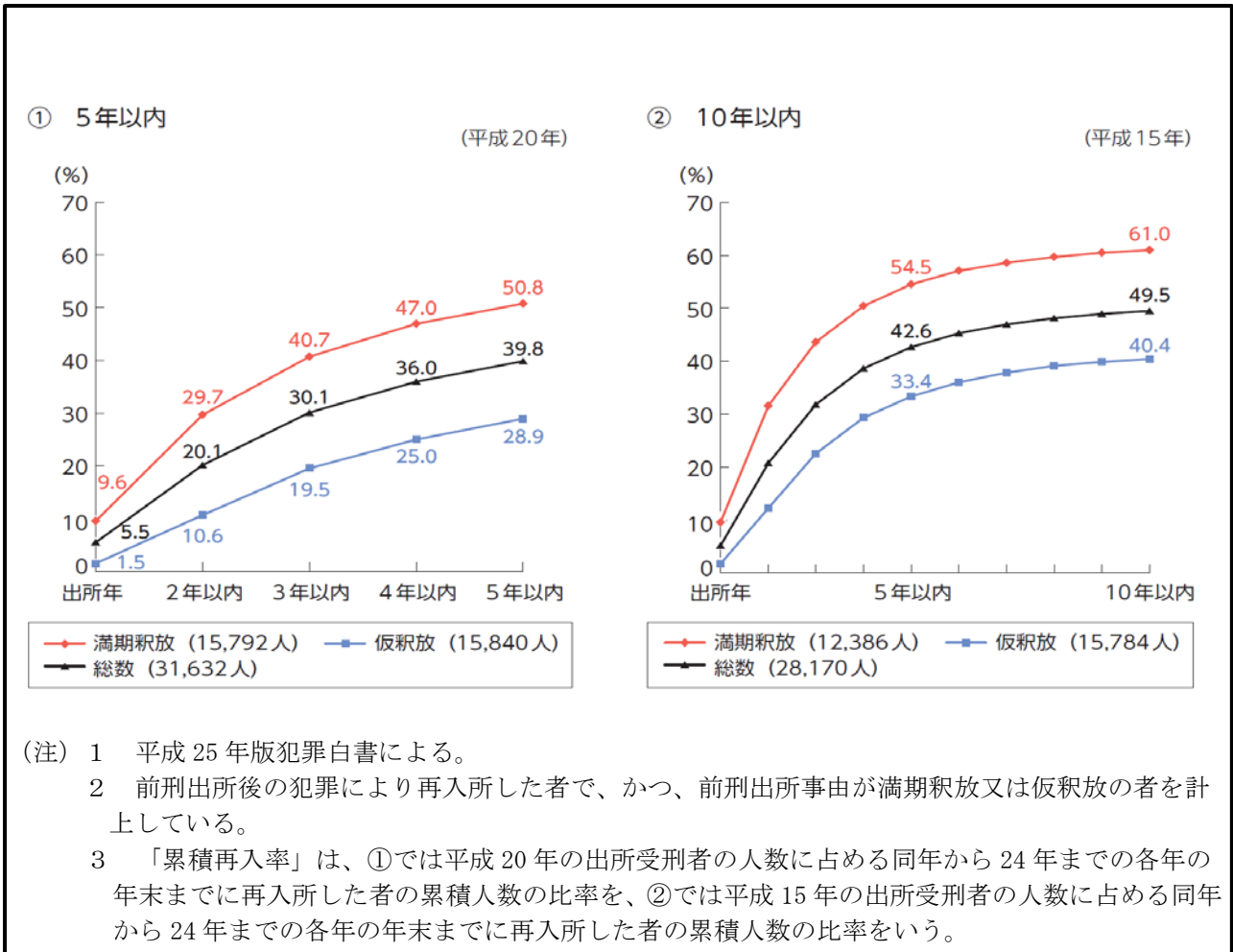


表3-② 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)(抜粋)

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

(3) 健全な社会の一員としての社会への再統合

③ 満期釈放者等に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設における満期釈放者に対する指導体制の強化を図る。また、満期釈放者及び保護観察終了者に対する調査を実施し、支援の必要性が高い者については、更生緊急保護による住居と就労等に関する支援を確実に実施する施策について検討する。さらに、更生保護サポートセンターを活用した保護観察終了者等に対する相談・支援の在り方を検討する。

表 3-1)-① 釈放前指導に関する規程（抜粋）

○ **刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）**

（刑執行開始時及び釈放前の指導等）

第 85 条 受刑者には、矯正処遇を行うほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める指導を行う。

一 （略）

二 釈放前における法務省令で定める期間 釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導

2・3 （略）

○ **刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）**

（法第 85 条第 1 項第二号に規定する法務省令で定める期間）

第 45 条 法第 85 条第 1 項第二号に規定する法務省令で定める期間は、2 週間とする。

2 刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、受刑者が刑事施設に収容されていた期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、法第 85 条第 1 項第二号に定める指導を行う期間を延長し、又は短縮することができる。

○ **刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3312 号）**

（刑執行開始時の指導の内容及び方法）

第 5 条 （略）

2 刑執行開始時の指導は、実践カリキュラム（受刑者の特性その他の刑事施設の実情を考慮して定める刑執行開始時の指導のカリキュラムをいう。次項において同じ。）に基づき行うものとする。ただし、第 3 条第 2 号に定める確定施設で行う刑執行開始時の指導については、この限りでない。

3 実践カリキュラムは、標準カリキュラム（矯正局長が定める実践カリキュラムの標準となるカリキュラムをいう。）に基づき、刑事施設の長が定める。

（釈放前の指導の期間の延長又は短縮）

第 6 条 （略）

2 規則第 45 条第 2 項の規定により釈放前の指導の期間を短縮する場合には、短縮後の指導の期間は、3 日を下回ってはならない。

（釈放前の指導の内容及び方法）

第 7 条 （略）

2 釈放前の指導については、第 5 条第 2 項本文及び第 3 項の規定を準用する。

○ **「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令の運用について（依命通達）」（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3313 号法務省矯正局長依命通達）**

3 釈放前の指導の期間の延長又は短縮について（訓令第 6 条関係）

(1) （略）

(2) 釈放前の指導の期間を短縮する場合は、おおむね、受刑者が次のいずれかに該当する場合とすること。

ア 執行すべき刑期がおおむね 6 月未満の者

イ 刑期の終了による釈放が予定されている者

4 釈放前の指導の標準カリキュラムについて（訓令第 7 条関係）

訓令第 7 条第 2 項において準用する訓令第 5 条第 3 項の標準カリキュラムは、別表 2 のとおりとすること。

別表2 釈放前の指導の標準カリキュラム

項 目	内 容	時間	備 考
オリエンテーション	釈放前指導期間中の生活の心得 (生活上の諸注意、起居動作の時間帯等) カリキュラムの説明	2	
社会復帰の心構え等	社会復帰の心構え 将来の生活設計 望ましい人生観、社会観 アンケート(所内生活の反省等) 釈放時感想文記載 自己の問題点と課題	5	
釈 放 と 保 護	仮釈放の意義 遵守事項 保護観察制度 更生緊急保護 更生保護施設 保護司	4	仮釈放予定者、 満期釈放者の それぞれの必 要に応じて実 施する。
就 労	経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況 職業安定法、雇用対策法 職業案内	2	
社 会 保 障	年金 健康保険 生活保護	2	
社会生活への適応	社会変化(物価、生活様式、交通機関等) 家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係 の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法 等) 社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等	3	
法 律 関 係 手 続	復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍 運転免許証の更新	2	
健康管理等の指導	健康管理、感染症対策 余暇時間の活用 薬害指導、酒害指導 交通安全指導 反社会集団からの離脱	2	
その他(諸手続)	領置金品調べ 釈放時手続 仮釈放を許す旨の決定書交付式	2	交付式は、仮釈 放者のみ実施 する。
計		24	

(注) 下線は当省が付した。

表3-(1)-② 調査した20 刑務所における釈放前指導の状況

調査対象刑務所名	対象者	3 日間に短縮	指導期間	指導時間	指導事項	事項数	備考
札幌刑務所	仮釈放者		14 日間	24 時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1 事項) 「特別改善指導 (薬物依存離脱指導)」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(2 事項) 「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」及び「交通安全指導」	32	
	満期釈放者	○	3 日間	18 時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(2 事項) 「生活指導」及び「特別改善指導 (薬物依存離脱指導)」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(19 事項) 「釈放前指導期間中の生活の心得 (生活上の諸注意、起居動作の時間帯等)」、「カリキュラムの説明」、「望ましい人生観、社会観」、「アンケート (所内生活の反省等)」、「釈放前感想文記載」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「更生保護施設」、「保護司」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「年金」、「健康保険」、「生活保護」、「余暇時間の活用」、「交通安全指導」、「反社会集団からの離脱」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式)」	16	指導事項は時間割表から確認
宮城刑務所	仮釈放者		・ 3 週間 (刑期 10 年以上) ・ 2 週間 (刑期 10 年未満)	3 週間の場合 39 時間 2 週間の場合 27 時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1 事項) 「高齢者保健福祉・障害者保健福祉」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】なし	34	
	満期釈放者		・ 1 週間 (長期受刑者) ・ 3 日間 (長期受刑者以外 の者及び 1 週間の受講 が困難な長期受刑者)	1 週間の場合 31 時間 3 日間の場合 18 時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1 事項) 「自己啓発指導」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(8 事項) 「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「更生緊急保護」、「更生保護施設」、「保護司」、「釈放時手続」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式)」	26	・指導事項は実施予定表から確認 ・指導内容及び事項数は 3 日間の場合

青森刑務所	仮釈放者	14日間	24時間	【標準カリキュラムからの追加事項・省略事項】なし 【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(8事項) 「将来の生活設計」、「釈放時感想文記載」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「保護司」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	33	
	満期釈放者	3日間	9時間		25	
山形刑務所	仮釈放者	14日間	24時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(1事項) 「反社会集団からの離脱」	32	
	満期釈放者	3日間	仮釈放者に比べてカリキュラム全体の指導時間を短縮(個人ごとに指導時間には異なる) 2週間の場合76時間 1週間の場合36時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(5事項) 「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「保護司」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	28	
府中刑務所	仮釈放者	・2週間 ・1週間(刑期6月未満の者、構外作業が不適格な者等)		【標準カリキュラム以外で追加している事項】(4事項) 「犯罪被害認識指導」、「日誌指導」、「犯罪者予防更生法」及び「健康診断」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】なし	37	
	満期釈放者	・12日間(前期5日間、後期7日間) ・8日間(刑期6月未満の者、入所度数10度以上の者、傷病者等。前期5日間、	12日間の場合51時間 8日間の場合30分	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(9事項) 「タバコの害教育」、「居室内作業」、「健康診断」、「企業が求める人材、採用面接の受け方」、「金融、経済情勢について、生活設計と保障」、「社会の中に生きること、生きがいについて」、「社会常識、コミュニケーション」、「IR割引証等」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(12事項) 「社会復帰の心構え」、「釈放時感想文記載」、「自己の問題点と課題」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「社会奉仕活動、構外作業、	30	指導内容及び事項数は12日間の場合

								社会見学、工場見学等」、「余暇時間の活用」、「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」		
黒羽刑務所	仮釈放者 満期釈放者	後期3日間 14日間 14日間	約37時間 約36時間					【標準カリキュラムからの追加事項・省略事項】 なし 【標準カリキュラムからの追加事項・省略事項】 なし	33 33	
前橋刑務所	仮釈放者	14日間	20時間50分					【標準カリキュラム以外で追加している事項】 (13事項) 「出所に際しての心構え」、「 <u>保護関係諸手続き</u> 」、「 <u>職業意識</u> 」、「 <u>職業部門、社会経済</u> 」、「 <u>更生保護、福祉制度</u> 」、「 <u>奉仕活動と国際協力</u> 」、「 <u>被害者教育</u> 」、「 <u>天災と避難活動</u> 」、「 <u>環境問題</u> 」、「 <u>交通教育</u> 」、「 <u>倫理道徳</u> 」、「 <u>刑の消滅、法律上の資格等</u> 」及び「 <u>寮生活の心構え</u> 」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】 (26事項) 「 <u>望ましい人生観、社会観</u> 」、「 <u>釈放時感想文記載</u> 」、「 <u>自己の問題点と課題</u> 」、「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>更生緊急保護</u> 」、「 <u>更生保護施設</u> 」、「 <u>保護司</u> 」、「 <u>経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況</u> 」、「 <u>職業安定法、雇用対策法</u> 」、「 <u>職業案内</u> 」、「 <u>年金</u> 」、「 <u>健康保険</u> 」、「 <u>生活保護</u> 」、「 <u>社会変化(物価、生活様式、交通機関等)</u> 」、「 <u>家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)</u> 」、「 <u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u> 」、「 <u>復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍</u> 」、「 <u>運転免許証の更新</u> 」、「 <u>余暇時間の活用</u> 」、「 <u>交通安全指導</u> 」、「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」、「 <u>領置金品調べ</u> 」、「 <u>釈放時手続</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」	20	
	満期釈放者	7日間	17時間30分					【標準カリキュラム以外で追加している事項】 (9事項) 「出所に際しての心構え」、「 <u>保護関係諸手続き</u> 」、「 <u>職業意識</u> 」、「 <u>更生保護等</u> 」、「 <u>奉仕活動と国際協力</u> 」、「 <u>被害者教育</u> 」、「 <u>天災と避難活動</u> 」、「 <u>環境問題</u> 」及び「 <u>交通教育</u> 」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】 (26事項) 「 <u>望ましい人生観、社会観</u> 」、「 <u>釈放時感想文記載</u> 」、「 <u>自己の問題点と課題</u> 」、「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>更生緊急保護</u> 」、「 <u>更生保護施設</u> 」、「 <u>保護司</u> 」、「 <u>経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況</u> 」、「 <u>職業安定法、雇用対策法</u> 」、「 <u>職業案内</u> 」、「 <u>年金</u> 」、「 <u>健康保険</u> 」、「 <u>生活保護</u> 」、「 <u>社会変化(物価、生活様式、交通機関等)</u> 」、「 <u>家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)</u> 」、「 <u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u> 」	16	

						「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、「 <u>運転免許証の更新</u> 」、「 <u>余暇時間の活用</u> 」、「 <u>交通安全指導</u> 」、「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」、「 <u>領置金品調べ</u> 」、「 <u>釈放時手続</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」		
	仮釈放者	14日間	41時間			【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】（2事項） 「 <u>保護会</u> 」及び「 <u>刑の軽減</u> 」 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（3事項） 「 <u>アンケート</u> （所内生活の反省等）」、「 <u>更生保護施設</u> 」及び「 <u>職業安定法、雇用対策法</u> 」	32	
名古屋 刑務所	満期釈放者	3日間	30時間	○		【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】（2事項） 「 <u>出所にそなえて</u> 」 <u>読本</u> 」及び「 <u>保護会</u> 」 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（7事項） 「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>更生保護施設</u> 」、「 <u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u> 」、「 <u>余暇時間の活用</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」	28	
	仮釈放者	14日間	61時間			【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】（2事項） 「 <u>鈴峰寮担当による講話</u> 」及び「 <u>構内清掃作業</u> 」 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（1事項） 「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」	34	
三重刑 務所	満期釈放者	7日間	31時間			【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】（1事項） 「 <u>居室内作業</u> 」 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（8事項） 「 <u>仮釈放の意義</u> 」、「 <u>遵守事項</u> 」、「 <u>保護観察制度</u> 」、「 <u>社会変化（物価、生活様式、交通機関等）</u> 」、「 <u>家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）</u> 」、「 <u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u> 」、「 <u>反社会集団からの離脱</u> 」及び「 <u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u> 」	26	
	仮釈放者	14日間	30時間超			【 <u>標準カリキュラムからの追加事項・省略事項</u> 】なし	33	
大阪刑 務所	満期釈放者	3日間	24時間程 度	○		【 <u>標準カリキュラム以外で追加している事項</u> 】なし 【 <u>標準カリキュラムのうち省略している事項</u> 】（2事項） 「 <u>年金</u> 」及び「 <u>健康保険</u> 」	31	指導事項 は時間割 表から確 認

福井刑務所	仮釈放者	14日間	24時間	【標準カリキュラムからの追加事項・省略事項】なし 【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(12事項) 「望ましい人生観、社会観」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「健康保険」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」、「健康管理、感染症対策」、「余暇時間の活用」、「反社会集団からの離脱」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	33
	満期釈放者	3日間	8時間	21	
滋賀刑務所	仮釈放者	14日間	24時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(3事項) 「社会生活に向けての指導」、「処遇効果に関する出所後の意識調査について」及び「SST(ノーシヤルスキルトレーニング)指導」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】なし	36
	満期釈放者	7日間	12時間	29	
広島刑務所	仮釈放者	14日間	26時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】(5事項) 「就職指導」、「金曜作業」、「作業」、「VTR(教養)」及び「音楽鑑賞」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(8事項) 「更生保護施設」、「保護司」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」、「運転免許証の更新」、「余暇時間の活用」及び「反社会集団からの離脱」	30
	満期釈放者	3日間	17時間	15	

					り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」、「社会奉仕活動、構 外作業、社会見学、工場見学等」、「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、 戸籍」、「運転免許証の更新」、「薬害指導、酒害指導」、「交通安全指導」 及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」				
	仮釈放者	15日間	36時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】（1事項） 「構内作業等」	34				
山口刑 務所	満期釈放者	・ 5日間（刑期 6月以上） ・ 3日間（刑期 6月未満）	5日間の場 合10時間 3日間の場 合6時間	【標準カリキュラムのうち省略している事項】 なし 【標準カリキュラム以外で追加している事項】 なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】（16事項） 「将来の生活設計」、「望ましい人生観、社会観」、「自己の問題点と課題」、 「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「保護司」、「経済状況」、 「労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、 「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「社会奉仕活動、構外作業、 社会見学、工場見学等」、「余暇時間の活用」、「交通安全指導」、「反社会 集団からの離脱」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	17	指導事項 及び事項 数は5日 間の場合			
			60時間	【標準カリキュラム以外で追加している事項】（3事項） 「自主活動」、「読書指導」及び「運動等」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】（1事項） 「釈放時感想文記載」	35	実施記録 簿では、5 日間、5時 間20分か ら6時間 20分で実 施			
高松刑 務所	満期釈放者	3日間	2時間50 分	【標準カリキュラム以外で追加している事項】 なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】（23事項） 「釈放前指導期間中の生活の心得（生活上の諸注意、起居動作の時間帯 等）」、「カリキュラムの説明」、「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、 「望ましい人生観、社会観」、「アンケート（所内生活の反省等）」、「釈放 時感想文記載」、「自己の問題点と課題」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、 「更生保護施設」、「保護司」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、 「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「健康保険」、「生活 保護」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「社会奉仕活動、構	10	実施記録 簿から確 認			

						外作業、社会学、工場見学等」、「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、「運転免許証の更新」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」			
	仮釈放者	14日間	24時間			【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「構内作業」	34		
松山刑務所	満期釈放者	3日間	18時間	○		【標準カリキュラムのうち省略している事項】なし 【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(8事項) 「社会復帰の心構え」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「社会奉仕活動、構外作業、社会学、工場見学等」、「余暇時間の活用」、「反社会集団からの離脱」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	25		
	仮釈放者	14日間	24時間			【標準カリキュラム以外で追加している事項】なし 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(9事項) 「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「アンケート(所内生活の反省等)」、「自己の問題点と課題」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「社会奉仕活動、構外作業、社会学、工場見学等」及び「余暇時間の活用」	24		
福岡刑務所	満期釈放者	3日間	19時間	○		【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「乗車保護、帰住旅費、帰宅衣」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(16事項) 「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「アンケート(所内生活の反省等)」、「自己の問題点と課題」、「仮釈放の意義」、「遵守事項」、「保護観察制度」、「更生保護施設」、「保護司」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)」、「社会奉仕活動、構外作業、社会学、工場見学等」、「余暇時間の活用」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」	18		
長崎刑務所	仮釈放者	14日間	39時間			【標準カリキュラム以外で追加している事項】(1事項) 「茶道指導」 【標準カリキュラムのうち省略している事項】(5事項) 「アンケート(所内生活の反省等)」、「自己の問題点と課題」、「職業案内」、	29		指導事項は時間割から確認

						「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」及び「余暇時間の活用」			
	満期釈放者	○	3日間	18時間 15分		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（1事項） 「乗車保護、帰住旅費等」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（13事項） 「<u>将来の生活設計</u>」、「<u>アンケート（所内生活の反省等）</u>」、「<u>自己の問題点と課題</u>」、「<u>仮釈放の意義</u>」、「<u>遵守事項</u>」、「<u>保護観察制度</u>」、「<u>更生保護施設</u>」、「<u>保護司</u>」、「<u>社会変化（物価、生活様式、交通機関等）</u>」、「<u>家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）</u>」、「<u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u>」、「<u>余暇時間の活用</u>」及び「<u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u>」</p>	21	指導事項は時間割から確認	
	仮釈放者		14日間	26時間		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（2事項） 「<u>再犯防止指導</u>」及び「<u>個人面接</u>」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（3事項） 「<u>薬害指導、酒害指導</u>」、「<u>交通安全指導</u>」及び「<u>反社会集団からの離脱</u>」</p>	32		
大分刑務所	満期釈放者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 5日間（刑期10年以上） ・ 3日間（刑期10年未満） 	5日間の場合 30時間 3日間の場合 21時間		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（2事項） 「<u>再犯防止指導</u>」、「<u>施設内の清掃活動</u>」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（12事項） 「<u>仮釈放の意義</u>」、「<u>遵守事項</u>」、「<u>保護観察制度</u>」、「<u>更生緊急保護</u>」、「<u>更生保護施設</u>」、「<u>保護司</u>」、「<u>職業案内</u>」、「<u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u>」、「<u>薬害指導、酒害指導</u>」、「<u>交通安全指導</u>」、「<u>反社会集団からの離脱</u>」及び「<u>仮釈放を許す旨の決定書交付式</u>」</p>	23	指導事項及び事項数は3日間の場合	
	仮釈放者		14日間	24時間		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（4事項） 「<u>就労支援</u>」、「<u>被害者感情理解指導</u>」、「<u>SST</u>」及び「<u>仮釈放式予行練習</u>」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（3事項） 「<u>釈放時感想文記載</u>」、「<u>社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等</u>」及び「<u>余暇時間の活用</u>」</p>	34		
鹿児島刑務所	満期釈放者	○	3日間	11時間		<p>【標準カリキュラム以外で追加している事項】（3事項） 「<u>保護カード</u>」、「<u>被害者の視点を取り入れた教育</u>」及び「<u>乗車保護</u>」</p> <p>【標準カリキュラムのうち省略している事項】（18事項） 「<u>社会復帰の心構え</u>」、「<u>将来の生活設計</u>」、「<u>望ましい人生観、社会観</u>」、「<u>釈放時感想文記載</u>」、「<u>自己の問題点と課題</u>」、「<u>仮釈放の意義</u>」、「<u>遵守事項</u>」、「<u>保護観察制度</u>」、「<u>更生保護施設</u>」、「<u>保護司</u>」、「<u>経済状況、労働状</u></p>	18		

					況、雇用・賃金の状況、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」、「社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等」及び「仮釈放を許す旨の決定書交付式」		
--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 釈放前指導の標準カリキュラムと、調査した20 刑務所で定めている実践カリキュラム、時間割表等とを比較して作成したものである。
- 3 「指導期間」欄及び「指導時間」欄は、調査した20 刑務所で定めている実践カリキュラム、時間割表等に基づき作成した。
- 4 「指導事項」欄の「満期釈放者」欄に付した下線は、満期釈放者に対する釈放前指導においても必要と考えられる事項であり、当省が付した。
- 5 「事項数」欄は、標準カリキュラムの指導事項数33 を基準とし、そこから追加事項数及び省略事項数により加減を行い算出した。
- 6 府中刑務所における「満期釈放者」欄の「指導期間」欄に記載されている「前期」の指導は、法的位置付けとしては、刑事収容施設法第 85 条第 1 項第 2 号の規定に基づく「釈放前指導」ではなく、刑事収容施設法第 103 条第 1 項に基づく「一般改善指導」である。

表3-(1)-③ 満期釈放者に対する釈放前指導を3日間に短縮している12刑務所における指導事項の標準カリキュラムとの比較

調査対象 刑務所名	標準カリキュラムのうち省略されている指導事項 (満期釈放者においても必要と考えられる事項のみ記載)	省略 事項 数	標準カリキュ ラム以外で追 加されている 指導事項	追加 事項 数
札幌刑務所	「望ましい人生観、社会観」、「更生保護施設」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「年金」、「健康保険」、「生活保護」、「余暇時間の活用」、「交通安全指導」、「反社会集団からの離脱」	10	「生活指導」、「特別改善指導(薬物依存離脱指導)」	2
青森刑務所	「将来の生活設計」、「釈放時感想文記載」	2	追加なし	0
山形刑務所	省略なし	0	追加なし	0
名古屋刑務所	「更生保護施設」、「余暇時間の活用」	2	「「出所にそなえて」読本」、「保護会」	2
大阪刑務所	「年金」、「健康保険」	2	追加なし	0
福井刑務所	「望ましい人生観、社会観」、「健康保険」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)」、「健康管理、感染症対策」、「余暇時間の活用」、「反社会集団からの離脱」	7	追加なし	0
広島刑務所	「自己の問題点と課題」、「更生緊急保護」、「更生保護施設」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「生活保護」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等)」、「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、「運転免許証の更新」、「薬害指導、酒害指導」、「交通安全指導」	13	「音楽鑑賞」	1
高松刑務所	「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「望ましい人生観、社会観」、「アンケート(所内生活の反省等)」、「釈放時感想文記載」、「自己の問題点と課題」、「更生保護施設」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「健康保険」、「生活保護」、「社会変化(物価、生活様式、交通機関等)」、「復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍」、「運転免許証の更新」	16	追加なし	0
松山刑務所	「社会復帰の心構え」、「余暇時間の活用」、「反社会集団からの離脱」	3	追加なし	0

福岡刑務所	「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「アンケート（所内生活の反省等）」、「自己の問題点と課題」、「更生保護施設」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」、「余暇時間の活用」	10	「乗車保護、帰住旅費、帰住衣」	1
長崎刑務所	「将来の生活設計」、「アンケート（所内生活の反省等）」、「自己の問題点と課題」、「更生保護施設」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」、「余暇時間の活用」	7	「乗車保護、帰住旅費等」	1
鹿児島刑務所	「社会復帰の心構え」、「将来の生活設計」、「望ましい人生観、社会観」、「釈放時感想文記載」、「自己の問題点と課題」、「更生保護施設」、「経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況」、「職業安定法、雇用対策法」、「職業案内」、「年金」、「社会変化（物価、生活様式、交通機関等）」、「家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方（言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等）」	12	「保護カード」、「被害者の視点を取り入れた教育」、「乗車保護」	3

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 本表は、表3-(1)-②の「3日間に短縮」欄に「○」を付した刑務所において、同表の「指導事項」欄に下線を付した指導事項（満期釈放者の釈放前指導においても必要と考えられる事項）を抜粋したものである。

表 3-(1)-④ 釈放前指導が形骸化している例

調査対象 刑務所名	内 容																																											
高松刑務所	<p>高松刑務所は、釈放前指導を、同刑務所が定めた「釈放前の指導等に関する実施細則」（平成 21 年 1 月 13 日達示第 2 号）に基づき実施しており、指導項目及び指導時間については、同細則別表の「釈放前の指導等の実践カリキュラム」に基づき運用している。</p> <p>当該実践カリキュラムでは、指導項目として、「社会復帰の心構え等」、「社会生活への適応」等 10 項目が掲げられ、指導時間の合計は 60 時間となっている。しかし、実施に当たっては、「仮釈放予定者、満期釈放予定者のそれぞれの必要に応じて選択的に実施する」と規定されており、実際の釈放前指導は、必ずしも当該実践カリキュラムに盛り込まれた項目及び時間数を全て網羅する必要はないという運用が行われている。このため、釈放前指導の実施記録簿（平成 24 年 12 月分）を抽出して調査したところ、表 1 のとおり、満期釈放者に対する釈放前指導については 3 日間で合計 2 時間 50 分、仮釈放者に対する釈放前指導においても 5 日間で合計 5 時間 20 分又は 6 時間 20 分と、実践カリキュラムに比して極端に短縮して行われていた。</p> <p>表 1 釈放前指導の指導期間及び指導時間の比較</p> <table border="1" data-bbox="475 840 1369 1198"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指導期間</th> <th>指導時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釈放前指導等の実践カリキュラム</td> <td>14 日間</td> <td>60 時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満期釈放者 A</td> <td>3 日間</td> <td>2 時間 50 分</td> <td>実施記録簿から確認</td> </tr> <tr> <td>仮釈放者 B</td> <td>5 日間</td> <td>6 時間 20 分</td> <td>実施記録簿から確認</td> </tr> <tr> <td>仮釈放者 C</td> <td>5 日間</td> <td>5 時間 20 分</td> <td>実施記録簿から確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記の満期釈放者 A について、釈放前指導の内容をみたところ、表 2 のとおり、第 1 日目は領置調べ（受刑者が刑務所に預けておいた私物の品目や点数を確認すること）に 1 時間 30 分、第 2 日目は「社会生活への適応」としてビデオ視聴に 40 分（20 分のビデオを 2 本）、第 3 日目は「釈放と保護」としてビデオ視聴に 40 分（20 分のビデオを 2 本）のみで釈放前指導を終了させていた。</p> <p>表 2 満期釈放者 A の釈放前指導の例（実施記録簿から確認）</p> <table border="1" data-bbox="475 1496 1369 1883"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指導項目</th> <th colspan="3">指導状況</th> </tr> <tr> <th>1 日目</th> <th>2 日目</th> <th>3 日目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釈放手続</td> <td>領置調べ 1 時間 30 分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会生活への適応</td> <td></td> <td>ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釈放と保護</td> <td></td> <td></td> <td>ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)</td> </tr> <tr> <td>指導時間計</td> <td>1 時間 30 分</td> <td>40 分</td> <td>40 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>高松刑務所では、満期釈放者に対する釈放前指導を短縮している理由について、次のとおりであるとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 釈放前指導の担当者は 1 人しかおらず、マンパワーの制約があるため ② 満期釈放者は、出所日が個々に異なるため個別に指導スケジュールを設定する必要があり、指導時間を十分確保することが困難なため 	区分	指導期間	指導時間	備考	釈放前指導等の実践カリキュラム	14 日間	60 時間		満期釈放者 A	3 日間	2 時間 50 分	実施記録簿から確認	仮釈放者 B	5 日間	6 時間 20 分	実施記録簿から確認	仮釈放者 C	5 日間	5 時間 20 分	実施記録簿から確認	指導項目	指導状況			1 日目	2 日目	3 日目	釈放手続	領置調べ 1 時間 30 分			社会生活への適応		ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)		釈放と保護			ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)	指導時間計	1 時間 30 分	40 分	40 分
区分	指導期間	指導時間	備考																																									
釈放前指導等の実践カリキュラム	14 日間	60 時間																																										
満期釈放者 A	3 日間	2 時間 50 分	実施記録簿から確認																																									
仮釈放者 B	5 日間	6 時間 20 分	実施記録簿から確認																																									
仮釈放者 C	5 日間	5 時間 20 分	実施記録簿から確認																																									
指導項目	指導状況																																											
	1 日目	2 日目	3 日目																																									
釈放手続	領置調べ 1 時間 30 分																																											
社会生活への適応		ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)																																										
釈放と保護			ビデオ視聴 40 分 (1 本 20 分を 2 本)																																									
指導時間計	1 時間 30 分	40 分	40 分																																									

	<p>③ 釈放が近くなると受講態度に欠ける満期釈放者が多いため</p> <p>しかし、満期釈放者は、保護観察のような継続的な社会内処遇の仕組みがないために入所中の矯正指導が一層重要であり、とりわけ釈放前指導は、満期釈放者が釈放後現実に社会生活を送る上で直ちに必要となる知識等を身に付け、刑務所内の生活と一般社会の生活との間の隔たりをできる限り少なくするために極めて重要な指導であることから、上記のような理由により指導内容を形骸化させることは適当でないと考えられる。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(1)-⑤ 満期釈放者に対する釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期に仮釈放者に対する指導に近い指導方法を取り入れた追加的な指導を導入している例

調査対象 刑務所名	内 容																									
府中刑務所	<p>府中刑務所は、「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24 年 7 月犯罪対策閣僚会議）において、「出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後 10 年間で 20%以上減少させる。」との数値目標が設定されたことを契機として、当該数値目標の達成に寄与するため、「満期釈放前指導（前期）実施要領の制定について（試行）」（平成 25 年 2 月 27 日付府中刑務所長指示第 50 号）を定め、平成 25 年 3 月から、従来から実施している 7 日間又は 3 日間の満期釈放者に対する釈放前指導に加え、満期釈放者の刑期終了の 2 か月前に、「満期釈放前指導（前期）」と称した新たな 5 日間の指導（法的位置付けとしては、刑事収容施設法第 85 条第 1 項第 2 号の「釈放前指導」ではなく、第 103 条第 1 項の規定に基づく「一般改善指導」）を追加的に行うことを試行している（これにより従来からの満期釈放者に対する釈放前指導は「満期釈放前指導（後期）」とされた）。</p> <p>新たに追加された「満期釈放前指導（前期）」は、下表のとおり、満期釈放者のうち他の受刑者とトラブルになりやすい者、精神的及び身体的に指導を受けることが困難な者等については、専用の居室（個室）において自習させる指導方法をとっている一方で、それ以外の者に対しては、ビデオ視聴、講義、講話、グループワーク及び個別面接を行うなど仮釈放者への指導に近い指導方法となっている。</p> <p>表 府中刑務所における釈放前指導及び追加的な指導の指導期間、指導時間及び指導方法の設定状況</p> <table border="1" data-bbox="395 999 1370 1928"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象者</th> <th>指導期間</th> <th>指導時間</th> <th>指導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">満期 釈 放 者</td> <td rowspan="2">前期 (追加的 な指導)</td> <td>下記以外の者</td> <td rowspan="2">5 日</td> <td rowspan="2">14 時間</td> <td>ビデオ視聴、講義、講話、グループワーク及び個別面接</td> </tr> <tr> <td>工場で就業していない者、他の受刑者とトラブルになりやすい者、精神的及び身体的に指導を受けることが困難な者</td> <td>専用の居室（個室）において教材（ワークブック等）により自習し、感想等を記載し添削を受ける。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後期</td> <td>下記以外の者</td> <td>7 日</td> <td>37 時間</td> <td>個室でのビデオ視聴</td> </tr> <tr> <td>刑期がおおむね 6 か月未満の者、養護的処遇を有する者、休養中の者、入所度数 10 度以上の者、その他期間を短縮することを必要と認める場合</td> <td>3 日</td> <td>16 時間 30 分</td> <td>個室でのビデオ視聴</td> </tr> </tbody> </table>				対象者		指導期間	指導時間	指導方法	満期 釈 放 者	前期 (追加的 な指導)	下記以外の者	5 日	14 時間	ビデオ視聴、講義、講話、グループワーク及び個別面接	工場で就業していない者、他の受刑者とトラブルになりやすい者、精神的及び身体的に指導を受けることが困難な者	専用の居室（個室）において教材（ワークブック等）により自習し、感想等を記載し添削を受ける。	後期	下記以外の者	7 日	37 時間	個室でのビデオ視聴	刑期がおおむね 6 か月未満の者、養護的処遇を有する者、休養中の者、入所度数 10 度以上の者、その他期間を短縮することを必要と認める場合	3 日	16 時間 30 分	個室でのビデオ視聴
対象者		指導期間	指導時間	指導方法																						
満期 釈 放 者	前期 (追加的 な指導)	下記以外の者	5 日	14 時間	ビデオ視聴、講義、講話、グループワーク及び個別面接																					
		工場で就業していない者、他の受刑者とトラブルになりやすい者、精神的及び身体的に指導を受けることが困難な者			専用の居室（個室）において教材（ワークブック等）により自習し、感想等を記載し添削を受ける。																					
	後期	下記以外の者	7 日	37 時間	個室でのビデオ視聴																					
		刑期がおおむね 6 か月未満の者、養護的処遇を有する者、休養中の者、入所度数 10 度以上の者、その他期間を短縮することを必要と認める場合	3 日	16 時間 30 分	個室でのビデオ視聴																					

	仮 積 放 者	下記以外の者	14 日	76 時間	講義、集団カウンセリング、個人面接、日誌記載、ビデオ視聴、SST、社会見学、労働奉仕
		刑期がおおむね 6 か月未満の者、養護的処遇を有する者、休養中の者、入所度数 10 度以上の者、集団処遇が不適當な者及び構外作業が不適當な者	7 日	36 時間	講義、集団カウンセリング、個人面接、日誌記載、ビデオ視聴、SST
<p>(注) 上記とは別に、満期釈放者の釈放前指導（後期）には 10 日間の指導期間のもの、仮釈放者の釈放前指導には 3 週間の指導期間のものが設定されているが、現在まで当該指導の実績はない。</p> <p>府中刑務所は、満期釈放前指導（前期）は、試行段階であり、効果の把握及び評価は実施していないが、当該指導の一部であるグループワークを受講した者に感想を求めたところ好評であることから、今後も継続して実施し、必要に応じ改良を加えていくとしている。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-① 平成22年から24年までにおける満期釈放者の帰住先

(単位：人、%)

区 分	満期 釈放者 数	父母	配偶者	兄弟 姉妹	その 他親 族	知人	雇 主	社会福 祉施設	更生保 護施設 等	その他
平成23年	13,938 (100)	2,984 (21.4)	1,078 (7.7)	761 (5.5)	447 (3.2)	1,142 (8.2)	121 (0.9)	211 (1.5)	577 (4.1)	6,617 (47.5)
平成24年	12,763 (100)	2,521 (19.8)	979 (7.7)	599 (4.7)	393 (3.1)	937 (7.3)	108 (0.8)	231 (1.8)	506 (4.0)	6,489 (50.8)
合計	41,676 (100)	8,708 (20.9)	3,396 (8.1)	2,181 (5.2)	1,377 (3.3)	3,222 (7.7)	378 (0.9)	557 (1.3)	1,636 (3.9)	20,221 (48.5)

(注) 1 「矯正統計」を基に当省が作成した。

2 各欄の上段は人数、下段の()書きは、各年における満期釈放者全体に占める割合(小数点第2位を四捨五入)である。

3 帰住先「その他」は、帰住先が不明、刑終了後引き続き被告人として勾留、帰住先が暴力団関係者のもと、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第64条第2項による入国管理局への身柄引渡し等である。

表3-(2)-② 更生緊急保護に関する規定（抜粋）

○ 更生保護法（平成19年法律第88号）

（更生緊急保護）

第85条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者

二～八 （略）

2～6 （略）

（更生緊急保護の開始等）

第86条 更生緊急保護は、前条第1項各号に掲げる者の申出があった場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。

2・3 （略）

表3-(2)-③ 保護カードに関する規程（抜粋）

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号）

（更生緊急保護の申出等）

第118条 （略）

2 検察官又は矯正施設の長は、法第85条第1項各号に掲げる者（売春防止法第31条の規定により法第85条第1項第1号に掲げる者とみなされる者を含む。）について、刑事上の手続、保護処分又は補導処分による身体の拘束を解くに当たり、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面並びにその者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面をその者に交付しなければならない。

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号）

（更生緊急保護事件の開始時における措置）

第162条 1・2 （略）

3 規則第118条第2項の更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面は、釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書（様式第110号）とし、同項の更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面は、保護カード（様式第111号）とする。

（注）下線は当省が付した。

様式第111号（規則第118条第2項，規程第162条第3項）

（表）

保護カード		年 月 日	
所轄保護観察所長 殿		取扱官庁	
		官職氏名 印	
次の者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項は，下記のとおりです。			
氏名	氏 名	生年月日	年 月 日（ 歳）
等の表示	本 籍		
	帰 住 地		
釈放の事由	区 分	満期釈放 刑執行免除 刑執行猶予 起訴猶予 罰金・科料 労役場出場・同仮出場 少年院退院	
	罪名・非行名	刑名・刑期	
	身柄拘束期間	年 月 日から 年 月 日まで	
扶養義務者	氏 名	生年月日	年 月 日（ 歳）
	住 居	(電話)	
	職 業	本人との続柄	
引受人	氏 名	生年月日	年 月 日（ 歳）
	住 居	(電話)	
	職 業	本人との続柄	
釈放時の所持金品			
更生緊急保護の必要性に関する意見・参考事項			
		取扱者印	

（注意） 1 事例に応じ，該当文字を○で囲むこと。

2 少年院を退院した者については，「刑名・刑期」欄は記載不要である。

3 扶養義務者若しくは引受人がないとき，又は不明のときは，その旨を当該欄に記載すること。

4 保護観察所において保護カードを交付するときは，「取扱官庁」欄に当該保護観察所名を記載すること。

（用紙 日本工業規格A4）

(裏)

(更生緊急保護実施欄)

※この欄は、保護観察所又は更生保護施設その他の施設で記載すること。

月 日	更生緊急 保護の措置	実施官庁及び 取扱者印	更生緊急保護の経過と結果	取扱 者印

(注意)

- このカードは、
 - 刑期が終了して刑事施設を釈放された者、刑の執行を免除された者（いずれも(2)の場合を除く。）又は労役場を出場若しくは仮出場した者に対しては刑事施設の長
 - 少年院を退院した者（少年院収容受刑者が満期釈放又は刑の執行の免除となった場合を含む。）に対しては少年院の長
 - 刑の執行を猶予された者、起訴を猶予された者又は罰金・科料の言渡しを受けた者に対しては刑事手続に関与した検察官が、表面「調査欄」に必要な事項を記入し、記名押印の上、それぞれ該当する者に交付すること。
- 1の規定により交付を受けた者は、保護観察所に出頭して更生緊急保護の申出をするときはこのカードを提示すること（このカードの提示がないと保護を受けられないことがある。）。
- 保護観察所の長は、1の規定により交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申し出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定すること。更生緊急保護の措置を決定したときは、その旨を「更生緊急保護実施欄」に記入し、当該措置の選定を受けた者にこのカードを返還すること。
- 更生保護施設その他の施設においては、保護観察所の長から更生緊急保護の措置を委託されたときは、更生緊急保護の対象者にこのカードを提出させ、保管の上、保護の経過及び結果をその都度該当欄に記入すること。
当該更生緊急保護の対象者が退所するときは、このカードをその者に返還すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

表3-(2)-④ 調査した20刑務所における保護カードの交付数（平成22～24年）

（単位：人、％）

調査対象 刑務所名	平成22年から24年までの仮釈放者及び満期釈放者の合計				
	a= (b+c)	仮釈放者数 b	満期釈放者数 c	保護カード交付者数 d	保護カード交付率（満期釈放者に占める割合）(d/c)
札幌刑務所	2,102	881	1,221	416	34.1
宮城刑務所	403	169	234	59	25.2
青森刑務所	1,006	405	601	214	35.6
山形刑務所	804	521	283	85	30.0
府中刑務所	4,453	1,319	3,134	1,191	38.0
黒羽刑務所	2,358	1,462	896	482	53.8
前橋刑務所	1,411	501	910	304	33.4
名古屋刑務所	3,485	961	2,524	905	35.9
三重刑務所	872	577	295	107	36.3
大阪刑務所	3,528	1,314	2,214	667	30.1
福井刑務所	520	383	137	61	44.5
滋賀刑務所	867	631	236	66	28.0
広島刑務所	1,758	767	991	334	33.7
山口刑務所	663	455	208	82	39.4
高松刑務所	1,082	423	659	185	28.1
松山刑務所	1,242	995	247	101	40.9
福岡刑務所	2,571	1,080	1,491	523	35.1
長崎刑務所	1,188	559	629	226	35.9
大分刑務所	1,013	737	276	80	29.0
鹿児島刑務所	1,145	591	554	167	30.1
合計	32,471	14,731	17,740	6,255	35.3

（注）当省の調査結果による。

表3-(2)-⑤ 本人が希望する場合のみに保護カードを交付している例

調査対象 刑務所名	内 容
宮城刑務所	<p>宮城刑務所は、満期釈放日の1か月前に行う満期調べ（出所時調べ）の際に、満期釈放者に保護カードの希望の有無を確認し、本人の希望があった場合のみに保護カードを交付しており、刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。</p> <p>同刑務所は、更生緊急保護が必要となりそうな満期釈放者に対し保護カードを希望するよう促すことは、本人が保護カードの交付を受けることにより必ず更生緊急保護を受けられるものと誤認してしまうおそれがあるため行っていないとしている。</p> <p>しかし、保護カードは、更生緊急保護が必要な満期釈放者に交付しなければならず、そのような者に対して、更生緊急保護を受けられると誤認されるために保護カードの希望を促していないとする上記の説明は疑問である。</p>
青森刑務所	<p>青森刑務所では、平成22年から平成24年までの3か年間に行った保護カードの交付は、全て満期釈放者が希望する場合による交付であり、本人の希望の有無にかかわらず刑務所長が更生緊急保護の必要があると認めて交付した実績はない。</p> <p>同刑務所は、満期釈放者が更生緊急保護を希望した場合には、その希望を尊重して保護カードを交付するとしている。交付はあくまでも満期釈放者の希望が前提となっており、刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(2)-⑥ 特定の満期釈放者以外について、刑務所長が更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かの判断を行っていない例

調査対象 刑務所名	内 容
高松刑務所	<p>高松刑務所では、本人の希望の有無にかかわらず、刑務所長が更生緊急保護の必要があると認め保護カードを交付する対象を、特別調整対象者（出所後福祉的な支援が必要な者として選定された者）に限定している。それ以外の満期釈放者に対しては、本人が希望する場合のみに保護カードの交付を行っており、同刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。</p>
福岡刑務所	<p>福岡刑務所では、本人の希望の有無にかかわらず、刑務所長が更生緊急保護の必要があると認め保護カードを交付する対象は、</p> <p>① 特別調整対象者で更生保護施設及び自立準備ホームに帰住する者</p> <p>② 刑期満了により釈放される者のうち入国警備官に引き渡される被退去強制手続外国人となっている。</p> <p>それ以外の満期釈放者に対しては、本人が希望する場合のみに保護カードの交付を行っており、同刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。これについて同刑務所では、保護カードの交付を希望しない者は、出所後に何らかの帰住先が確保されている者であり、更生緊急保護を行う必要がない者であるため保護カードを交付していないとしている。</p> <p>しかし、保護カードの交付を希望しない者が全て、直ちに帰住先が確保されているとは必ずしも言い切れず、上記の判断は疑問である。</p>
長崎刑務所	<p>長崎刑務所では、本人の希望の有無にかかわらず、刑務所長が更生緊急保護の必要があると認め保護カードを交付する場合は、特別調整対象者が釈放後直ちに福祉施設に入所できず、一時的に更生保護施設へ入所する場合であって地域生活定着支援センターから要請があったときとなっている。</p> <p>それ以外の満期釈放者に対しては、本人が希望する場合のみに保護カードの交付を行っており、同刑務所において更生緊急保護の必要がある者か否かの判断を行っていない。また、満期釈放者が交付を希望しない場合に、本人の意思に反して保護カードを交付しても、本人が廃棄することが見込まれ、その場合、保護カードに記載されている個人情報の流出のおそれもあるとして、満期釈放者に対し交付を受けるよう促すことは行っていない。同刑務所では、本人が更生緊急保護を希望しない場合、帰住先が確保されていると判断され、保護観察所における更生緊急保護が予定されないため、保護カードを交付していないとしている。</p> <p>しかし、本人が更生緊急保護を希望しない場合には帰住先が確保されているとは必ずしも言い切れず、上記の判断は疑問である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(3)-① 帰住先のない満期釈放者の内訳（平成 18 年の推計値）

（単位：人、％）

区 分	人数（割合）	備考
親族、知人等の帰住先のない満期釈放者	7,200（100）	
更生緊急保護を受けた者	1,600（22.2）	
更生緊急保護を受けていない者	5,600（77.8）	
高齢者、障害者	1,000（13.9）	福祉的な支援の対象
更生保護施設での受入れ困難者（性犯罪、放火、覚せい剤事犯等）	1,100（15.3）	
更生緊急保護を求めてこない者	1,700（23.6）	
暴力団員	1,800（25.0）	別途の対応

（注）第 12 回更生保護施設検討会における法務省提出資料を基に当省が作成した。

表 3-(3)-② 受刑者へのアンケート結果

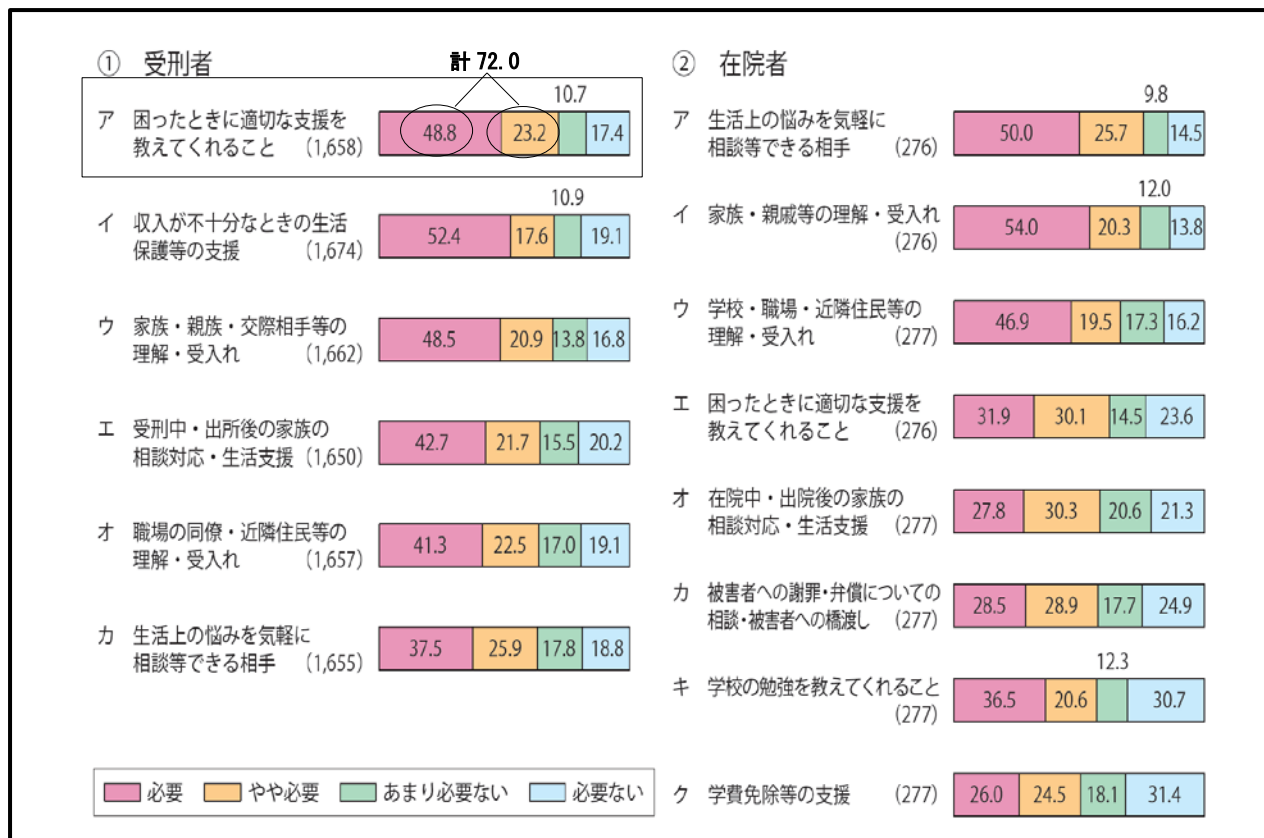
設問：あなたは、今回、受刑することになった事件を起こす前に、だれかに悩みや困りごとなどの相談をしたことはありますか（一つだけ）

（単位：人、％）

区 分	人数（割合）
相談した	210（43.8）
相談しなかったが、だれに相談したらいいか分からなかった	136（28.4）
だれにも相談したくなかった	87（18.2）
特に相談しなければならないようなことはなかった	46（9.6）
総数	479（100）

（注）本表は、法務省が、平成 21 年 4 月 20 日から同年 5 月 19 日までの間に全国 52 の刑事施設において窃盗により受刑していた者のうち、i) 過去に窃盗による前科を有する初入所者及び ii) 初入所時の罪名に窃盗が含まれる 2 回目の入所者、合計 510 人に対して任意の協力（アンケート）を求めて得られた回答を整理したものにに基づき、当省が作成した。

表 3-(3)-③ 社会復帰に当たり必要な支援



(注) 1 本表は、法務省が平成 24 年 3 月 1 日から 31 日までに全国の刑務所等から出所又は出院する者合計 2,006 人に対してアンケートを行い得られた回答を整理したもの（重複回答の者を除く。）に基づき、当省が作成した。
 2 () 内は回答数である。